

平成 22 年度 第 5 回海洋生物多様性保全戦略専門家検討会

日時：平成 23 年 3 月 1 日（火）9:30～11:30

場所：経済産業省別館 1028 号会議室

白山座長：今日で最後なので議論を効率的に進めていただきたい。はじめに環境省からパブコメを反映した案をご説明いただく。

（自然環境計画課専門官より資料説明）

白山座長：本検討会は本日最後であるのでけりをつけなければならない。大きな部分はこの検討会で議論したいが、細かい表現などへのコメントは、事務局に直接お送りいただくことにし、最後に私の責任でコメントが反映されたかチェックをすることでご了承いただきたい。本日は、パブコメ結果が正しく反映されているか、パブコメがあったにもかかわらず対応が抜けている所などについて議論したい。大きく修文されたところから議論していきたい。まず 7 ページから議論を進めたい。

松田委員：5 ページの「その現状と価値や損失、保全の必要性について、」の修文がわからない。これで良いのか。

自然環境計画課専門官：パブコメの指摘では、経済的な価値だけでなく社会的な価値もあるということだった。そこで「経済的な」を削除した。

松田委員：皆様がよろしければよいが、私はあまりよい日本語であるとは思わない。

白山座長：「さまざまな価値」とか「多様な価値」とするか。これは宿題としたい。7 ページは事実を追加したところなので重要な変更ではないと思う。先に進みたい。続いて大きな修正は 12 ページ。汽水域の記述が不十分であるというコメントは的確である。汽水域の重要性はしっかり記述すべきだが、この文章でよいか。よろしければ続けて、13 ページは「生物部門」はおかしいので「一部の分類群」としてほしい。続いて 14 ページ。とくにご意見がなければ 15 ページの温排水について。無ければ 16 ページ。ここは外来種についてたくさんの記述が入っている。無ければ 18 ページ。レクリエーション利用についてコメントがあるか。特になければ、30 行目前後、土地利用が沿岸域への影響を与える事例について追加されているが、よろしいか。

清野委員：パブコメでは何箇所かに分散しているが、航路浚渫のように海底を大きく改変

するものについて、具体的に書いてあるものとそうでないものがある。できればそういった言葉として、埋め立てだけではなく、海砂利採取、航路掘削などを反映させてほしい。

白山座長：具体的にはパブコメの何番？

清野委員：再度番号をピックアップしてお話する。たとえば 67 番、73 番など。「物理的な改変」というのは漠然としていて一般の人にはわかりにくい。

白山座長：「浚渫」というような言葉を入れた方がよいということか。

清野委員：「浚渫」とか「掘削」。一般の方にもそういう言葉だと分かりやすい。

白山座長：入れ方については環境省のほうに考えていただくことでよいか。それでは 19 ページから。

桜井委員：これはミッドウェーではなくハワイ諸島ではないか。

清野委員：おそらくハワイ諸島やミッドウェーなど、太平洋の外洋島周辺にも集積しやすい海流ができていているということなので、修正するなら北太平洋。

桜井委員：ミッドウェー諸島でよい。ハワイ諸島にも行くが、ちょうどここに渦があってゴミがたまる。ミッドウェー諸島への影響が一番大きい。

八木委員：「漂着」という言葉より、「発見」のほうがよい。漂着したということになると、日本から流出したゴミを追っかけてミッドウェーまで行ったというような気がするが、そこまで作業はしていない。漁船から捨てたり航行中の船から捨てたものが発見されたかもしれない。漂着したというと沿岸で捨てたものが海流に乗って向こうまで行ったように見える。「漂着」より「発見」のほうがよいと思う。

白山座長：事実に基づいた記述にしたいが、私には知見がない。この文章の「我が国に由来する」には、我が国の船舶も含まれるのではないか、というご指摘か。

清野委員：これは研究者や自然保護団体が日本海に出て現地調査をしていて、日本語表記のあるゴミが発見されており、記述としては発見になるが、そうするとほとんどのゴミが「発見」となってしまうので「漂着」でよいのではないか。日本が、日本語のついたゴミについて認識して対応するということを示すうえでは、重要な記述である。東海大の久保

田先生の研究では、日本から出たゴミが海流に乗ってそこに漂着するという研究もあるので、大きな意味で「漂着」であり、それを認識しているということによいのではないかと。

白山座長：「我が国に由来する」というのは、必ずしも陸上に由来するということではない。事例はたくさんあるのか、少数しかないのかわからないが、事例があることは事実なので、それは認めてよいのではないかと。

中原委員：今の議論について、桜井先生のコメントに同意。昨年の11月に釜山で開かれた国際フォーラムで、東京海洋大学の名誉教授の方が、太平洋のある海域に漂流ゴミが巡り巡って集中するという報告をされた。そこには我が国の船舶だけではなく、ありとあらゆる国のゴミが集中する。北太平洋沿岸に単に着いたということだけでなく、そのへんうまく表現していただきたい。

白山座長：海洋学的な背景に基づき、ここはゴミが集中しやすいということを一言加える。

桜井委員：それに加え、「分解されず生物への・・・」という記述はおそらくレジンペレットなどを指していると思うので、長期にわたる海鳥類への海洋生物への、というように明記したほうがよい。

白山座長：この件は前回も議論し、海鳥と明記しないということになったと思う。議事録を確認していただきたい。

中原委員：表記の仕方について、少し戻って15ページの24行目。「海生生物」、「海洋生物」、という用語の使い方が混在。25行目、「風力発電施設の海洋設置においてはバードストライク・・・」と書いてあるが、バードストライクは海上設置のみではないのに、これでは陸上ではそれがないようにも読める。そこで、「海上設置」という言葉は削除していただきたい。

白山座長：確かに影響は海上設置だけではない。では20ページ。予防原則、順応的管理について書いてほしいというコメントがたくさんあった。

加々美委員：些細なことだが、エコシステムアプローチというのは、テクニカルタームか。生態系アプローチではなくてよいかと。

自然環境計画課専門官：事前にご意見をいただいたところであるが、CBDで概念が整理されており、国家戦略でもエコシステムアプローチと書いてあるのでそれを引き継いだ形。

白山座長：次は 28 ページ。この数字は信頼のおける数字か。

八木委員：漁業センサスが引用についている。数字は記憶していないが、漁業センサスにはこの調査項目があるのでそこからの数字ではないか。

清野委員：ここはかなり具体的で全体のバランスとの問題がある。漁業者ではない地域住民や市民団体も海を守る活動をしている。それらも具体的に、多様な主体のところで記述していかないとバランスに問題がある。漁業者だけではなく一般市民、港湾関係、半農半漁の人たちの活動についても、おおむね書いてはあるが、バランスに留意すべき。

白山座長：漁業センサスの詳細な内容は脚注にしてはどうか。

自然環境計画課専門官：それでよろしければ、そのように対応したい。

白山座長：それでバランスは取れるだろう。31 ページについて。

加々美委員：膨大なパブリックコメントがあり、どれもなるほどと思わせるが、主なご意見の傾向としては、「具体的に」という指摘が多い。MPA の指針も具体像もない、という厳しいご意見もあったが、多面体の海洋保護区に具体例を出すのも難しい。正面からの対応になるかどうかかわからないが、せっかくなので我々が定めた日本の海洋保護区の新定義を補足してはどうか。これは、我が国が推進すべき海洋保護区である、という位置づけであったと思う。パブコメでもこれまでの保護区に批判が多かったが、「新定義の趣旨に沿う形で今後整備拡充していく」という記述を加えておけば、これが一つの方針になると思うので、この定義をもう少し前面に出す書き方が必要。また、「(2) 我が国の海洋保護区の現状」として「・・・の定義に適合する保護区」という記述は、すでに適合しているのでこれ以上進める必要がないというように読める。しかし鳥獣保護区などは、生態系保全を目的としているかということ、かなり怪しい。そう考えると、パブコメを受けての、我が国の海洋保護区の定義に適合する、という書き方は工夫しなければならない。「上記の海洋保護区」というのは、17～19 行目の新しい定義に適合する、ということではなく、IUCN の定義に適合している、という意味ではないのか。あるいは 2008 年以前の IUCN のこれまでの定義には適合しているということだろう。こういう保護区について、新定義を踏まえて整理・拡充していくのである、という風を書いておけば、指針も具体策も示されていない、というご指摘に対しての手がかりになるのではないか。

八木委員：二点ある。一点は加々美先生のコメントと同じ。おおむね同意する。それを反

映しようとする、30ページの22行目に「上記の…定義」と書いてあるが、原文通りにすると加々美先生のご指摘は解決するのではないか。もう一点は、脚注について。具体的な数字や漁業センサスというのは脚注に入れてよいが、自主的な管理を行っていること、漁場や禁漁区の設置、については本文中に残してはどうか。何を脚注に入れるかという提案は後でしたいと思う。

白山座長：後で、本文中に残すべき個所について具体的なコメントをいただいて、それを参考に最終文案を出していただく。

自然環境計画課専門官：加々美先生のコメントについて、私どもの解釈では、定義の中では「および」は総合和というか、幅広く全体を追っていくことで既存の制度も該当してくるが、不十分な点も多い、ということだと認識している。方向性としては、既存の制度も海洋保護区に該当する一つの形態であるにとらえつつ、今後生物多様性の観点からの充実が必要であるというラインで考えていた。ご指摘のあった書きぶりについては、これまでご議論をいただいていた、断言してしまうのか、あるいは該当すると考えられるというニュアンスを残すのか、ここで方向性を示す必要があるのかと思う。考え方として、生物多様性の要素が十分ではないという指摘があった。41ページの施策の展開のところで、「生物多様性の観点から」という言葉を加えたのは、その点を考慮し、海洋保護区の充実や推進をしていくという意味で記述した。既存制度について不十分なところは修正していく、拡充もしていく、あるいは将来的には新しい施策を考えなければいけないという位置づけであったかと思う。海洋保護区の定義の中で、全体的には該当しつつも、抜けている要素の充実、ということで記述したが、考え方はそれでよいか。

松田委員：加々美さんの意見に賛成。この文脈では、上記の定義というよりは、IUCNの定義を踏襲したものを説明したうえで、それだけでは不十分だという文脈が原文にはあると思う。そういう意味では基本的には元の方針でよい。保護区を設定すれば解決する、解決していないものは保護区ではない、という議論は意味がない。保護区は保全のための一つのツールである。見出しを「現状と課題」とすれば、次の文章が、解決しているものではないということがはっきりする。IUCNの定義であると明記してもよいが、「環境省が適合すると考える海洋保護区」という記述でもよい。

加々美委員：私もだいたいそういう感じ。「上記の海洋保護区の定義」と書くと分かりにくい。IUCNの定義にすると、2008年の定義か、それより前の定義か。後に出てくる保護区の例は、ものによっては半世紀近く前に指定されたものも含まれている。IUCNが94年に定めた海洋保護区の定義にもとづき、そうした広い意味での海洋保護区は日本にもあり、こういったものが海洋保護区であるということに反論はない。しかし新しい定義には、既

存の法律にはなかった、あるいは最近付け加わった生物多様性の保全や生態系サービスの持続可能な利用などの新しい考え方が含まれている。それに沿った保護区を考えていこう、という流れであると思う。基本は大きく変わらない。しかしポイントは「上記の海洋保護区」というのが新しい定義であるとする、この文章は問題。IUCN の定義、既存の海洋保護区の広義の定義に、「適合」という言い方が適切かはわからないが、「該当」しているのは事実。「上記の海洋保護区の定義に適合する」という記述は問題。また参考資料 2 のタイトルについて。これも工夫が必要。新たな海洋保護区の定義によるのか、広義の海洋保護区なのか。場合によっては「海洋保護区※」として脚注に「既存の広義の海洋保護区に該当する」と書くのも一つの手。いずれにせよここも何らかの修正が必要。

白山座長：定義について長時間議論したが、幅広くさまざまな概念を包含するという暗黙の了解があったと思っている。そういう意味では、これはかなり広義の海洋保護区に該当する。かなり広義であるということが分かるような文章を足して、加々美先生のご指摘をクリアできるようにする。つまりこの定義そのものは広いものを含んでいる、というのがこの委員会の共通認識なので、それを明示的に書く。ただし今までの仕組みではうまくカバーできていないものがあるのも事実であるので、最初の頃の環境省案ではその点にかなり踏み込んで書いてあったが、少しトーンを落としたほうがよいという意見もあって、今はトーンダウンしている。こうした過去の議論も踏まえた文章なので、それも考慮して修正をお願いしたい。

加々美委員：専門官ご指摘のように、もちろん新しい定義には自然公園法に基づく公園なども含まれるということはその通りだと思う。しかし、新定義は推進すべき海洋保護区であり、そこには新しい要素が入っている。そこがポイント。鳥獣保護区であれば、この定義全体に照らせば保護区に含まれるが、すべての条件を満たしているわけではなく拡充していく余地があるという考え方。新定義に該当しないと言っているわけではなく、何か不足ものがあるだろう、ということ。

白山座長：該当すればおしまいではない、というのが重要なポイント。

自然環境局長：座長が整理された方向が事務局としても今までの議論を反映したものになるのではないと思う。新定義に書かれた目的全てを満たさなければ海洋保護区とみなさない、ということではなく、ここに書いた目的を部分的に満たすものも海洋保護区であり、そして定義で目指したものを満たすように充実していく。例えば鳥獣保護区であれば、国立公園と組み合わせることによって、この定義の目指す海洋保護区になるなど様々な対応がある。この定義の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に合致しているものだけが海洋保護区であるというつもりはなく、さまざまな保護区を重ねたり連携する

ことによってこの定義の目的にかなうものに近付けていく、ということではないかと理解している。その意味で白山先生のご提案の方向性で進めていきたい。

清野委員：30 ページの新定義のところ。実際の地方自治体の現場からは、この概念が抽象的で、フォローする文章を入れてほしいという要望があった。1 行目の「健全な構造と機能」なども、何を指標として評価すればよいのか。科学的な検討は予算も人もいないので出来ないが、すくなくとも目安になる部分と海洋保護区の定義とつながる書き方につなげるようにしていただくと分かりやすい。現場の合意形成では、海洋政策的な基盤、政策的な位置づけも、この 30 ページのところ、施策の推進のところなどに入れていただくとよい。これでは国や研究者には見えてきているが、現場ではどこを手がかりに進めればよいかわからない。行政的に書き込める範囲では、参考事例なども書き込んでほしい。

白山座長：個人的には賛同しかねる。これは方向性を示すものであり、具体的な施策を示すとそれに縛られてしまうのではないか。

清野委員：それでは、海洋基本法の第 9 条に、地域特性にあった海洋施策を立てることができる、ということが書いてあるので、そこを理解していただくと自主的な取組を地域の実情と合わせて進められるという方向性が見える。今のままでは、手がかりが見えない。地方行政からの発言を取り入れる機会は少ないので、可能な範囲で入れてほしい。

白山座長：可能な範囲で考えていただきたい。

自然環境計画課専門官：検討したい。一案として、第 5 章の施策の展開で、39 ページから、さまざまな関係者の連携やさまざまな主体がありうることも記述しているので、海洋基本法第 9 条の概念もここで触れる、ということで対応したいがよいか。

清野委員：(了承)

白山座長：それをお願いしたい。続いて 31 ページ 15 行目。

八木委員：細かい指摘だが、海洋基本計画は 5 年ごとに改正される。海洋基本計画の後に「(〇〇年閣議決定)」と書けば明確になる。

白山座長：32 ページについて。

中原委員：31 ページ 20 行目。「一方で、・・・」のところ。保護区の指定について、空間的

なゾーニングだけでなく、季節や期間など時間のゾーニングという考え方を導入していくという指摘だと思うが、これは重要な概念なので、ここは独立したパラグラフにしてはどうか。表現としては、「・・・生物の移動の変化が激しいことから、保護区の指定という空間的区分と共に、規制や管理を季節や期間によって変えたり、時間的区分を加味して、・・・」とし、「議論もある」という結びではなく、「必要である」という記述がよい。

松田委員：愛知目標では面積を計上する必要がある。どう数えるか、ここで議論するかしないか決めた方がよい。私は広く面積は取っていくべきと考える。季節的に指定することもあるのであれば、それも面積として考えてよいと思う。

白山座長：愛知目標と保護区の議論は切り分けるということで合意していると思うので、そうするかどうかは今後さらに環境省で考えていただく。ただしご意見として議事録には残す。

清野委員：私も賛成。ウミガメなど天然記念物に指定されるときにその季節だけであれば合意されることもある。時間的な概念も、保護海域の面積にカウントすることが大事。

白山座長：32 ページについてご意見はあるか。

清野委員：市民や多様な主体の活動も入れてはどうか。

白山座長：それはパブコメにそういう指摘があったのか。

清野委員：ここでは研究の充実だけではなく、市民活動についても言及するという。パブコメの指摘番号については確認する。

白山座長：33 ページの最後から 34 ページまではどうか。なければ 35 ページに進んでよいか。

松田委員：29 行目、化審法にどう書いてあるかわからないが、確かリスクを認められたものすべてを規制するのではなく、優先順位をつけるのではなかったか。

自然環境計画課専門官：確認したいが、リスクの大きさも加味して必要な規制を行うことになると思うので、誤解のないよう書きぶりを修正する。

白山座長：適切な修正をお願いします。よろしければ 36 ページ。養殖関係のところの修正が

されている。それでは 37 ページ。

中原委員：八木先生かどなたかに直してもらいたいが、36 ページの 26 行目の「漁業と競合する鳥獣の対策について」、というのは意味がわからない。また「条件不利な」というのはどういう意味か。

八木委員：考えて提案する。

加々美委員：中原委員のご指摘と同じく、これでは何の条件が不利なのかわからない。海洋法条約では、文脈は異なるが「地理的不利国 (geographically disadvantaged States)」、という概念があるが、「地理的に条件不利な」と書くのが一つの案か。

白山座長：パブリックコメントは、いわゆる僻地というイメージか。

中原委員：適切な漁業資源管理の枠内の話なので、それを考慮して直してもらえばよい。

白山座長：鳥獣対策は松田先生も経験をお持ちなので、お考えいただきたい。

清野委員：離島・半島については住民による海の保護活動をきちんと位置付けるべき。住民が漁業だけでなくさまざまな海の活動を行っている。主体に対する記述が増えているので、その中で整合性をとっていただきたい。

白山座長：それでは 37 ページ。

中原委員：18 行目の「外来生物」、「侵入水生生物」など用語を整理していただきたい。

白山座長：他の記述と合わせる。

桜井委員：36 ページの「漁業と競合する鳥獣の対策」という点について。知床では「持続的漁業と海洋の野生生物の保全との両立を目指して」という言葉にしている。それがよいと思う。漁業被害対策という意味で書かれているが、共存を目指していると書かなければならない。

白山座長：今の文章が非常によいので、それに直すのがよいと思う。それでは 39 ページ。

中原委員：31 行目。「数値目標の設定」とあるが、どの数値目標か。むしろ言わなくてもよ

いかかもしれないが、多様な主体や市民参加について補足したらどうかという意見があったが、海洋基本法の条文では、国の責任に続いて地方自治体の責務、事業者の責務、国民の責務が独立して書かれている。生物多様性基本法の条文も確認したうえで、「多様な主体がそれぞれの責務において」という具合に書けばよい。清野さんのご指摘のように多様な主体についてはあちこち言及があるので、(それを少し整理し) それぞれの責務という書き方でまとめるのがよいのではないか。

清野委員：それでよい。

白山座長：その方向でお願いします。海洋基本法の文言をうまく参照する。

中原委員：生物多様性基本法の条文もあれば併せて参照する。

白山座長：それでは 43 ページまで。

中原委員：42 ページの 23 行目。「船舶関係者、専門家、・・・」とあるが、海洋関係者という意味か。また専門家というのは何を指すか、整理していただきたい。36 行目、「資源崩壊」という用語でよいか。また「終わりに」は、前文に比べて軽い印象。海洋保護区の定義や審議過程、またこの戦略に基づき日本はきちんとやっていくのだ、という意義のような内容をもう少し 15 行くらいに増やし、格調高い文章にしていきたい。

白山座長：「終わりに」についてはパブリックコメントでは何のコメントもなかった。可能な範囲でお願いします。用語については松田先生や八木先生に後からチェックをお願いしたい。

八木委員：21 行目にエコツーリズムというのが挿入されている。保全を担う地域の活性化も重要であるということは他の場所を書いてあったと思うが、ここにも「保全を担う地域の活性化なども併せて」と加えてほしい。

白山座長：環境省にご検討いただきたい。そろそろ時間も迫ってきたので、議論はこのくらいにしたい。宿題もたくさん出たので、私のほうで環境省と議論をしてまとめたい。最終案の前の案は委員に見ていただくようにする。松田先生からその他の議題として日本の取り組みのご紹介をお願いしたい。

松田委員：生物多様性条約のときに **Ecological Research** で、**Fisheries Management in Japan** というレビューを書いた。ここに示した知床の事例など自主的な管理に基づくもの

を紹介した。また同時に、本日はチリのカスティヤ教授に来ていただいたが、チリでは零細漁民の取り組みと沖合の取り組みがセットで、分けけて管理が行われている。今まだ日本では零細漁業の定義ができていない、ということを紹介させていただいた。チリの海洋保護区の例では、沿岸から 5 マイルは零細漁業専門になっている。以前の検討会資料の海外事例にも書いてある。18 メートル、50 トン以下の漁船を零細漁業と定義しているが、日本にはまだそうした定義はない。日本は 50 トンよりかなり小さいので、チリよりさらに小規模な漁業が多い。それを踏まえて漁業と海洋保全の両立を図る必要がある。

白山座長：今の松田先生のご紹介についてコメントがあれば。

清野委員：環境省で COP10 のときに Good Practice を挙げていただいて、地域の様々な取り組みが整理された。今後は海外の取り組みの情報が入ってくる中で、日本でも形にならなかったものがたくさんあるので、世界の情報だけでなく国内の情報もまとめて、施策につなげていただきたい。地理的に条件の厳しい離島・半島は、海洋保護の政策にチャレンジしたいと考えている。世界で前例があれば知りたい。今後機会があれば、各国の事例とそれを実施している人の情報を、総合的海洋政策として出していきたい。

白山座長：それでは全体議論はこれで終わりたい。最後にお願いが、参考資料についてはこの場で議論はしていない。参考資料の内容について事実と異なる点など問題があれば、環境省に直接ご指摘をいただきたい。

自然環境計画課専門官：年度内に決定・公表ということになるので、内部の手続きもあるので 2 週間以内でご意見をいただきたい。

白山座長：基本的に今週中にご意見をいただきたい。それではこれで検討会を終了したい。

自然環境局長：有り難うございました。昨年 7 月が第 1 回であり、そこから 5 回にわたりご意見をいただくとともに、執筆作業などご協力をいただいた。委員と事務局、自然研との共同作業でここまで来られたと思う。ご協力いただいた全員に感謝申し上げたい。COP10 で中間報告をさせていただいた。まだ宿題は残っているものの今月中に最終調整をして環境省の戦略として今月末に正式決定したいと思う。海洋保護区については非常に関心が高く、今後の海洋保護区の定義を整理していただいた。海洋基本計画の関係では、総合海洋政策本部で行っている海洋保護区のあり方に関する検討作業についても、この検討会での議論の成果を生かしていきたい。この戦略を受けて海洋の生物多様性に関する取り組みをさらに前進させていける、前進させていかなければならないと考えている。今後の施策として掲げた重要海域の選定作業にも早速入っていききたい。また何年か掛けて重要度の高い

海域を評価・選定していくことになると思うが、その作業と並行して、今回の定義にそった海洋保護区の整備・拡充も進めていきたい。環境省としては国立公園が中心になる。国立公園の拡充、海域公園地区の指定範囲の拡大などに取り組んでいく。単に面積を広げるだけでなく管理の質を高めることも非常に重要であると考えている。持続的な漁業の営みを始めとした持続可能な利用と生態系の保全を両立させるための体制を作ることが大事である。知床でも地域参加の共同管理アプローチ、モニタリングをベースとした科学的・順応的管理をうまく組み合わせて進めているが、今後全国の海洋保護区の拡充・整備の上でこうしたものも活かしていきたい。環境省だけでなく、各省の海洋保護区に関する仕組みもある。そうしたさまざまな目的の海洋保護区をどううまく組み合わせ、MPAのネットワークを強化するかも重要である。情報の整備も重要であり、海洋の希少生物のリストアップに向けた情報整備の検討作業も動いていきたいと思う。ここにあげた施策は環境省だけで達成できるものではなく、オブザーバーとして関係省庁も来ていただいているが、関係省庁と連携してここに掲げた施策を前に進めていきたい。戦略作りの検討会は本日が最終であるが、施策を進めていくうえで本検討会の委員の皆様には今後ともアドバイスをいただきたいと思う。有り難うございました。

白山座長：一点だけ質問。この戦略の英訳はいつ出るか。

自然環境計画課専門官：来年度の業務の中で英訳し、外にも発信していきたい。

以上